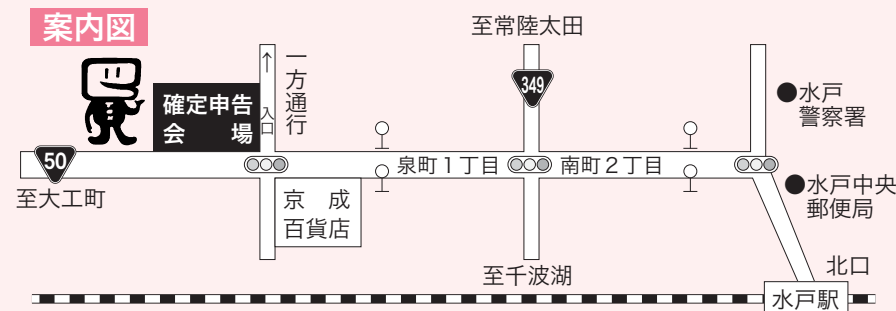


平成28年分の確定申告会場開設期間は、 2月16日(木)から3月15日(水)です (中央ビル)



案内図



※ 確定申告会場開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

- 【会場及び所在地】 **中央ビル(4階)** 水戸市泉町2-3-2 (京成百貨店ななめ向かい)
 ※ 会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 【開設期間】 平成29年2月16日(木)～3月15日(水)
 ※ 土、日を除きます。(ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。)
 【受付時間】 午前9時～午後4時
 【その他】 ・平成28年分の申告から「マイナンバー」の記載が必要となります。
 ・申告書等提出に当たっては、本人確認書類(番号確認と身元確認)の提示又は写しの添付が必要となります。

税務相談などに関するお問合せ先

【水戸税務署】※「中央ビル」へのお問合せはご遠慮ください。
 〒310-8666 水戸市北見町1-17 (代表電話) 029(231)4211
 ※ 自動音声でご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

茨城県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業のご案内

茨城県では、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。
 なお、すでに購入された補聴器については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

対象児童

次の項目の全てに該当する児童。

- 1 町内に住所を有する18歳未満の方。
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方。
 ただし、3に規定する医師が補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果があると認めた場合は、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方についても対象とします。
- 3 補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師又は聴覚障害に係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が判断した方。
 ※所得等の条件により補助の対象とならない場合があります。

補助額

基準額を上限とした購入費用の3分の2(1,000円未満は切り捨て)を補助します。
 ※基準額は補聴器の種類によって異なります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)



1月8日(日)、家族や恩師など大勢から祝福を受けた新成人は、夢や希望に胸を膨らませ、大人のスタートを踏み出しました。今年、町で成人を迎えたのは334人。会場の町中央公民館大ホールでは、色鮮やかな晴れ着や、真新しいスーツに身を包んだ新成人が、仲間や恩師との再会に歓喜し、懐かしい顔を見つけては記念写真を撮る姿が見られました。

式典では、新成人を代表して、加藤瑠奈さん(梅香中学校卒)が登場。大人としての自覚と決意を表明しました。

平成29年 茨城県成人式

仲間と共に
大人への一歩



成人おめでとう！

一生に一度の喜びに満ちた成人式に出席した新成人に、現在の思いを聞きました。

田口貴恵さん
(奥谷)

将来の夢

言語聴覚士になりたい。

横田裕亮さん
(長岡)

将来の夢

外資系企業に就職すること。

木村優香さん
(下土師)

家族に一言

本当にいつもありがとう。

長谷川耕平さん
(駒場)

家族に一言

今まで育ててくれてありがとう！これからもよろしくお願いします。

郡司理沙さん
(下土師)

将来の夢

金融関係に就職したい。

田口智大さん
(奥谷)

茨城町の好きなところ

自然豊かなところ。